

⑥ 中途退職と賃金

契約が満期になる前に、なんらかのつごうでやめる場合があります。その場合には事業所の責任者に「退職の申し出」と「賃金の請求」を必ずしましょう。

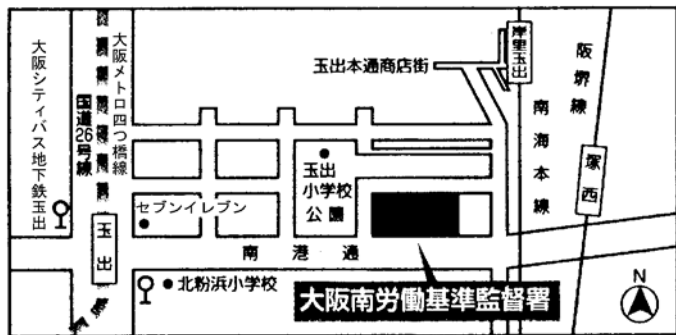


労働契約の当事者はあくまで労働者本人と使用者（事業主）ですから、賃金の請求は本人がしなければなりません。

賃金の支払いを請求したにもかかわらず支払ってくれなかったり、話がこじれたときは、現地の労働基準監督署へ相談に行きましょう。

無断で退職すると、賃金の支払いが遅れたり、宿舍費（食事代など）の控除日数をめぐって、こじれることがあります。

センター「労働福祉係」でも相談に応じています。



●大阪南労働基準監督署

大阪市西成区玉出中2-13-27 ☎06-7688-5580

大阪メトロ四つ橋線「玉出」または南海「岸里玉出」下車